

# 西宮市地域福祉計画（第4期）中間見直し支援業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

西宮市地域福祉計画（第4期）中間見直し支援業務

## 2. 業務の目的

西宮市地域福祉計画（第4期）は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進するため、令和4年度から令和10年度までの7年間の指針として策定しているものである。

本計画策定以降に改定された福祉の分野別計画やその他関連計画、また社会情勢や住民のニーズの変化に対応するため、計画期間の後半（令和8年度～令和10年度）に向け、中間見直しとして、必要に応じた増補、追補及び時点修正を行うことを目的とする。

## 3. 業務の期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

## 4. 業務の内容

### （1）必要な箇所の時点修正及び見直し支援

基本理念、基本目標、基本施策等の必要な箇所の時点修正及び計画期間前半（令和4年度～令和6年度）の検証結果や策定後の動向を踏まえた見直しの支援を行う。

また、時点修正及び見直しの根拠となるデータをとりまとめ、資料集（計画書後半部分）を作成する。

### （2）策定委員会等への出席

①策定委員会に出席し、必要資料の提供と会議の運営を補佐（会議録作成含む）すること。

- ・策定委員会は、4回程度開催予定（1回あたり2時間程度）。
- ・委員構成は学識経験者、関係団体、市民公募など約20名。
- ・会議録（逐語録：発言者氏名表記あり）は策定委員会終了後概ね2週間以内に印刷原稿及び電子データを提出する。なお、電子データはWordデータとし、書式及び語句の表記方法等は市が指示する。

②計画担当課及び事業担当課で行う策定委員会開催に当たっての検討会に出席し、資料作成、意見集約等の支援を行うこと。

- ・開催は数回程度を予定。検討会では、現状の取組状況、施策推進上の課題、今後の具体的方策等について検討を行う。

### （3）計画書（中間見直し版）を作成すること

①（1）と（2）の作業過程をもとに計画書を作成すること。

### （4）計画書概要版（中間見直し版）を作成すること

①（3）で作成した計画書に基づいて、計画概要版を作成すること。（表紙や内容のデザインを含む）

## (5) その他の作成支援

### ①地域課題の取りまとめ

地域における福祉活動に主体的に参加する住民の意思を反映するために、西宮市社会福祉協議会から提出される地域課題の取りまとめ等を行うこと。

### ②パブリックコメントの意見集約・分析の支援

計画を市民に周知、啓発するために行うパブリックコメントで、市民意見集約・分析に際して必要な助言を行い、結果を計画案に反映させること。

### ③ワークショップへの出席及び取りまとめ

開催は数回程度を予定。開催にあたっての企画・運営を行うとともに、出された課題等について分析し、報告書として取りまとめるものとする。

## 5. 市に提出するもの

①中間見直し版計画素案原稿（紙に出力した印刷原稿）1部及び電子媒体一式

②中間見直し版計画書原案（紙に出力した印刷原稿）1部及び電子媒体一式

③中間見直し版計画書概要版原稿（紙に出力した印刷原稿）1部及び電子媒体一式

④策定委員会議事録原稿（紙に出力した印刷原稿）1部及び電子媒体一式

⑤地域課題のとりまとめ資料（紙に出力した印刷原稿）1部及び電子媒体一式

⑥ワークショップのとりまとめ資料（紙に出力した印刷原稿）1部及び電子媒体一式

⑦その他計画策定にあたって生じた資料について、原稿（紙に出力した印刷原稿）

1部及び電子媒体一式

## 6. 業務スケジュール（予定）

### （1）策定委員会の開催予定

令和7年5月、8月、10月、及び令和8年2月頃の開催を予定（検討状況によって追加開催）

### （2）パブリックコメントの予定

令和7年11月中頃から令和7年12月中頃までを予定

## 7. その他

（1）業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者にもらし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。また、委託終了後も同様とする。

（2）計画素案及び計画書の作成過程において、西宮市又は受託者が必要と認める場合は適時協議を行う。

（3）この契約に疑義が生じた場合は、速やかに双方が協議する。

（4）この業務の委託料は、業務終了後受託者からの請求により支払う。

## 西宮市地域福祉計画（第4期）について

◆西宮市ホームページ（<https://www.nishi.or.jp/>）にて掲載。

「トップページ > 市政情報 > 総合計画と部門別計画 > 健康・福祉に関する計画 > 西宮市地域福祉計画について（ページ番号：88535084）」

### ◆計画の期間

令和7年度の計画の評価・検証および更新を前提に、計画期間を令和4年度から令和10年度までの7年計画とする。

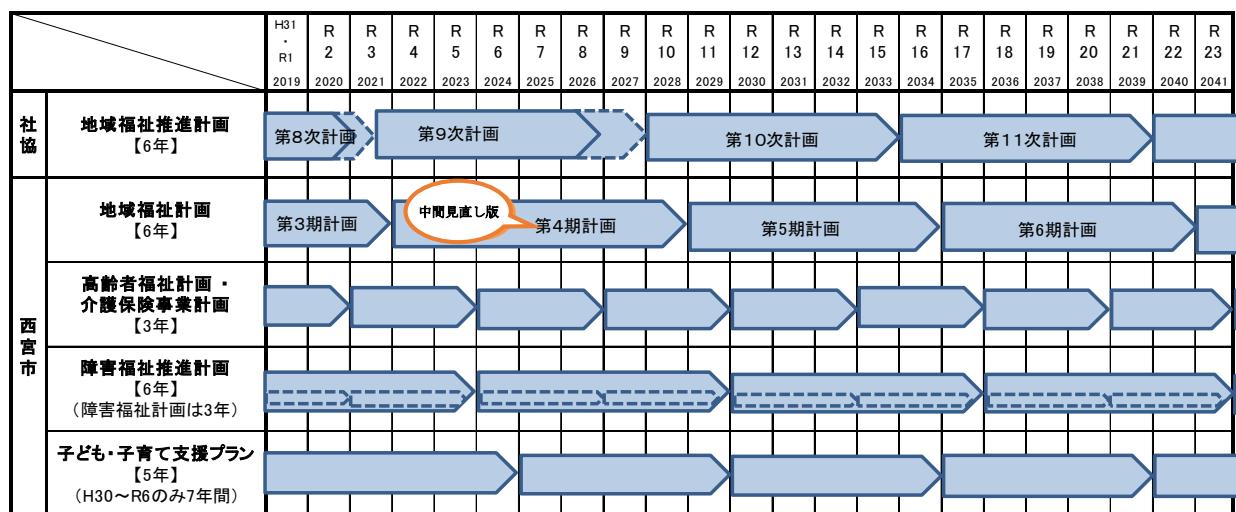
(理由)

平成30年の改正社会福祉法では、地域福祉計画が福祉の分野別計画の上位計画として位置付けられた。このことにより、地域共生社会を実現するために福祉の分野別計画の総合化を更に進めるとともに、分野別計画に横串を刺し、縦割りの計画・施策を総合的・包括的に推進させていく役割が地域福祉計画に求められている。

そこで第4期計画の計画期間を7年間（第3期計画の期間は6年間）にすることで、「地域福祉計画の策定」を経て「高齢・障害の分野別計画の策定」というサイクルに設定し、各分野の福祉施策を実践する土壤となる地域福祉の理念や地域における実際の取組等を整理し、地域福祉計画で示す包括的支援体制を基に、各分野別計画における具体的施策が展開されるようにしていく。

（第5期計画（令和11年～）以降の計画は計画期間を6年間とする。）

(イメージ)



※市社協第9次計画の計画期間については、地域の意見を市計画に反映させるためのボトムアップ機能がこれまで通り果たされるよう、市計画に合わせて7年間（令和3年10月～令和10年3月）となっている。